

令和 5 年度

社会福祉法人 清風会

公益事業

決算報告書

## 拠点区分 資金収支計算書

第一号第四様式(第十七条第四項関係)

社会福祉法人 清風会

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月 31日

事業区分 公益事業

拠点区分 清風会公益事業

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
その他の活動の収支	098 その他の活動による収入	271,000		271,000	
	099 その他の活動収入計(7)	271,000		271,000	
	049 長期貸付金支出	271,000	271,000	0	奨学金利用1名
	001 長期貸付金支出	271,000	271,000	0	
	008 前期末支払資金残高収入	271,000		271,000	
	059 その他の活動支出計(8)	271,000	271,000	0	
	109 その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		▲ 271,000	271,000	
	111 当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		▲ 271,000	271,000	
	112 前期末支払資金残高(11)		1,026,802	▲ 1,026,802	
	113 当期末支払資金残高(10)+(11)		755,802	▲ 755,802	

## 拠点区分 事業活動計算書

第二号第四様式(第二十三条第四項関係)

社会福祉法人 清風会

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月 31日

事業区分	公益事業
拠点区分	清風会公益事業

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サ   益 ビ	171 経常経費寄付金収益	0	30,000	▲ 30,000
	001 経常経費寄付金収益	0	30,000	▲ 30,000
	174 サービス活動増減収益計(1)	0	30,000	▲ 30,000
	203 サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	0	30,000	▲ 30,000
	207 経常増減差額(7)=(3)+(6)	0	30,000	▲ 30,000
特 別 用 増	159 その他の特別損失	627,369	825,087	▲ 197,718
	001 その他の特別損失	627,369	825,087	▲ 197,718
	159 特別増減費用計(9)	627,369	825,087	▲ 197,718
	210 特別増減差額(10)=(8)-(9)	▲ 627,369	▲ 825,087	197,718
繰 越	214 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	▲ 627,369	▲ 795,087	167,718
	215 前期繰越活動増減差額(12)	2,004,913	2,800,000	▲ 795,087
	216 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,377,544	2,004,913	▲ 627,369
	220 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,377,544	2,004,913	▲ 627,369

### 拠点区分 貸借対照表

### 第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

社会福祉法人 清風会

事業区分 公益事業

令和 6年 3月31日現在 拠 点 区 分 清風会公益事業

(単位: 円)

## 財務諸表に対する注記（清風会公益事業）

1. 重要な会計方針
  - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
  - ・ 該当なし
3. 採用する退職給付制度
  - ・ 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分  
当該拠点においてのサービス区分及び作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。  
清風会公益事業拠点  
ア 奨学金貸与事業
  - (1) 公益事業拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 別紙3 (⑧) ~ (⑨) は、省略している。
  - (3) 別紙3 (⑩) ~ (⑭) は、省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
  - ・ 該当なし
6. 基本金又は固定視線の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
  - ・ 該当なし
7. 担保に供している資産
  - ・ 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
  - ・ 該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
  - ・ 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
  - ・ 該当なし
11. 重要な後発事象
  - ・ 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
  - ・ 該当なし